

再稼働に直結せず 「使用前検査」で原電社長



記者会見する日本原子力発電の村松社長＝東京都千代田区の経団連会館で

日本原子力発電（原電）の村松社長は三十一日、

東海第二原発（東海村）の事故対策工事と並行して行われる「使用前検査」について「地元との安全協定を無視する形のものはいない」と述べた。協定を結ぶ周辺六市村の再稼働への同意が得られていなければ、原子炉に核燃料を装荷して核分裂反応を起こす最終段階の検査は実施できないとの認識を示したもの

だ。東京都内で開かれた新年度の経営基本計画に関する記者会見で説明した。原電は原子力規制委員会

への提出書類で、再稼働を意味する「使用開始」の予定時期として工事完了時期の「二〇二二年十二月」を記載。六市村の首長が「誤解を招きかねない」と反発し、検査の申請が再稼働と直結しないことを文書で確認するよう求めている。

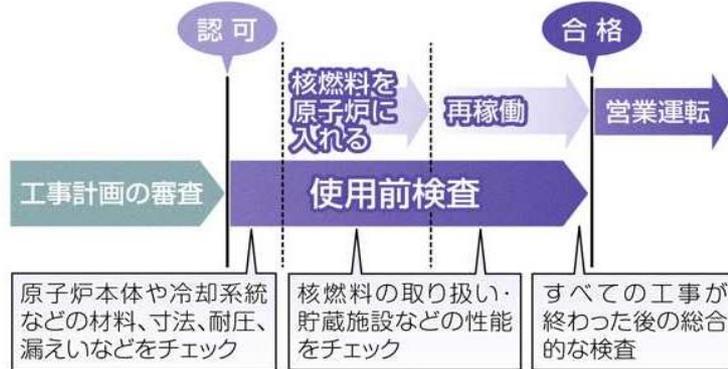
村松社長は「きちんとお受け取りいただける文書を、できる限り速やかに社長名で提出する」とした。

（宮尾幹成）

検査中に原子炉起動

使用前検査の流れ

※東海第二原発では、新規制基準で新たに設置が求められた設備を中心に検査



今回、問題となった「使用前検査」は、原発の再稼働に必要な原子力規制委員会の手続きのうち、設備の詳細な設計を定めた「工事計画」の認可を受けた後に実施される。実際の工事が計画と食い違っていかないか、完成した設備に技術的な問題はなにかを、工程ごとに確認する検査だ。

まずは原子炉が空っぽの状態
で、原子炉本体や冷却システムなどの材料、寸法、据え付け、耐圧、漏えいなどを調べる。発電用タービンの性能も確かめる。次に原子炉に核燃料を入れ、核燃料の取り扱い設備や貯蔵設備などの性能を確認。さらに原子炉を起動して臨界反応を起した状態で、一連の設備の性能をチェックする。この段階の検査に入ることを「再稼働」と呼んでいる。

徐々に出力を上げ、営業運転時と同じ「定格出力」に至ったところで、異常なく運転できるかを総合的に確かめる。これに合格すれば営業運転に移行する。新設の原発を初めて稼働させる時は全ての検査項目をこなす必要があるが、既存の原発の再稼働に当たっては、新規制基準で新たに要求された設備の検査が中心となる。東海第二原発では、新設の非常用注水設備などを重点的に調べる。

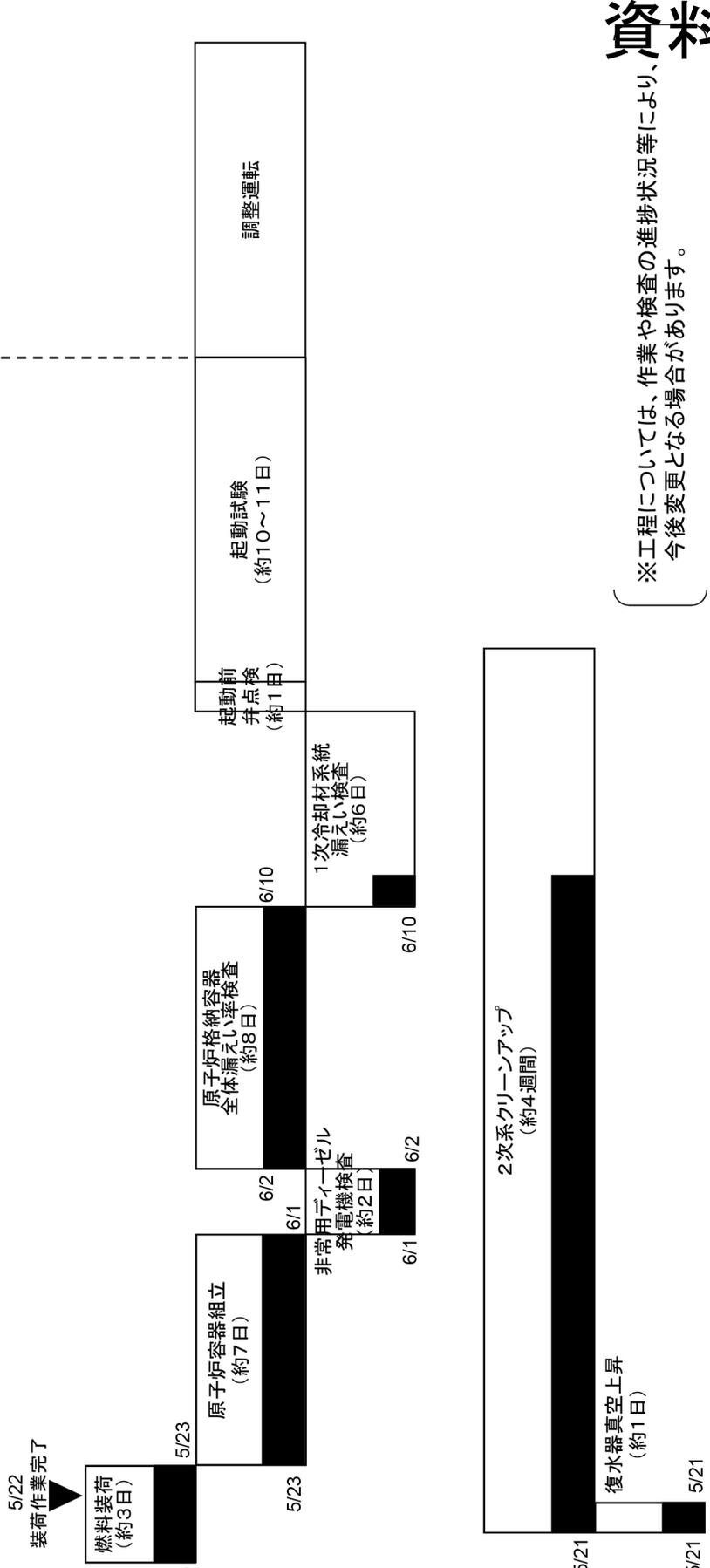
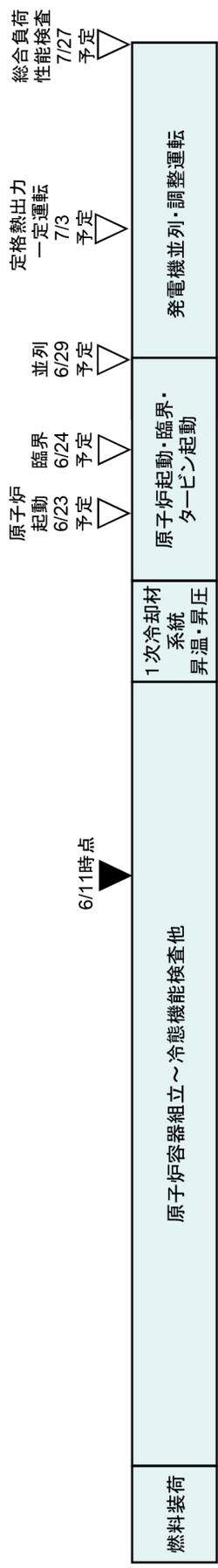
原発の検査制度を巡っては、電力会社の自主的な安全性向上対策を促す「新検査制度」が四月に施行。使用前検査は「使用前事業者検査」に改められた。東海第二の場合、工事計画認可が二〇一八年十月に済んでいることを考慮し、旧制度で検査する。

(宮尾幹成)

美浜発電所3号機の再稼動にかかる作業・検査の工程

添付資料

2021.6.11 9:00時点



資料2-2

※工程については、作業や検査の進捗状況等により、今後変更となる場合があります。

注：黒塗りは実績を示す。

避難計画と燃料装荷に係る政府答弁

2020年11月18日 第203回国会 衆院経済産業委員会（質問 逢坂議員）

○逢坂委員 稼働していない原発、まだ核燃料が装着されていない原発に関しては、しっかりとした避難計画ができるまでは核燃料を装着してはならないというふうに思っているんですけども、この点、いかがですか。

○梶山国務大臣 一般的な考え方として、核燃料が装着されるまでにはそういったものをつくる必要があると思っております。

令和3年年5月28日 第204回国会 衆院環境委員会（質問 逢坂議員）

○逢坂委員 そこで、改めて、この質問は小泉大臣に聞くのは初めてなんですが、総理も梶山大臣も、しっかりとした避難計画がなければ、原発は稼働しない、実態として稼働しない。加えて、新しく造る原発、新設原発に関しては、しっかりとした避難計画がなければ、核燃料の装荷、これもしないんだ、核燃料も入れないんだ、こういう答弁をしておりますけれども、この認識は避難計画担当大臣も一緒ということによろしいでしょうか。

○小泉国務大臣 同じです。

避難計画の策定時期と実効性判断の主体についての政府答弁

(令和3年4月8日 第204国会 衆院原子力問題調査特別委員会 議事録より抄録)

○内閣府副大臣（堀内昭子）

「市町村避難計画の策定時期は、災害対策基本法当において特段の定めはなく、各自治体の判断による」

「地域の安全、安心の観点から必要なものでありますので」、「原発が既に立地している地域については可能な限り速やかに作成できるように」に「国も自治体と協力をしながら策定に向けて全力を挙げて御支援を申し上げたい」

○経産副大臣（江島潔）

「策定時期というのは特段の定めは災害基本法の中には、承知しておりません。あくまで各自治体の判断によるもの」

「燃料装荷のタイミングによって避難計画の策定時期が決まるという制度では決してございません」

(避難計画（案）が実効性があるかどうかの判断はどこが判断するか of 質問に対して)

○内閣府副大臣（堀内昭子）

「災対法において、市町村が原災指針に基づき作成するとともに、必要があると認めるときはこれを修正しなければならないとある以上、地域原子力防災協議会での確認が行われる前に、関係する市町村の市町村防災会議がその地域防災計画、避難計画について確認を行うことになっている」

○内閣府大臣官房審議官（佐藤暁）

「まずは市町村が判断することになっている」

(令和3年5月28日 第204国会 衆院環境委員会議事録より抄録)

○小泉進次郎環境大臣・避難計画担当大臣

「市町村が、その避難計画が原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的ではないと考える段階では、当該計画を含むその地域の緊急時対応について、地域原子力防災協議会の場において確認することはないものと考えています」